一般社団法人

神奈川県情報サービス産業協会

正会員入会申込書

協会の趣旨に賛同し　　年　　月付で会社概要添付の上、正会員として入会の申し込みをいたします。

会社又は事業所名	(略称)	
英文社名		
所在地等	〒	
	TEL	FAX
代表者	役職名	氏名　印
本社所在地	〒	
設立年月日	西暦　　年　　月　　日	
資本金		
ホームページＵＲＬ		
売上高(今年度見込み)	百万円（見込み）	
従業員数（注１）	人　（神奈川県内　　人）	
主な業務内容		
主要得意先		
協会担当者	所属・役職名	氏名
	E-mail	
	TEL	FAX
会費納入方法 （どちらかを選択下さい）	□ 年２回納入　※上期分を4月末日・下期分を10月末日を期限として振込	
	□ 月次納入　※毎月３日、月会費を自動引落	
委員会活動（注２） （参加する委員会・参加者名）	委員会	□ 委員会登録　□ まずはオブザーバ参加
	所属・役職名	氏名
	E-mail	TEL
健保への加盟 （どちらかを選択下さい）	首都圏デジタル産業健康保険組合	□ 加盟している □ 加盟していない

（注１）役員を含む常勤者の人数をご記入ください。なお、神奈川県外に本社がある場合は、神奈川県内にある事業所の役員を含む常勤者の人数を（　　）内に記入してください。

（注２）委員会活動ですが、正会員は原則一つ以上の委員会に入ることになります。是非ご検討ください。
入会時点での決定が難しい場合は、色々な委員会にオブザーバとして一度ご参加いただき、入会決定後半年以内にお決めいただければと思います。（１委員会２名まで、複数の委員会に入会可）

上記入会希望者を推薦いたします。（推薦いただく方は会員企業様限定となります）

推薦者	会社名	役職名・氏名
推薦者	会社名	役職名・氏名
理事会承認欄	一般社団法人 神奈川県情報サービス産業協会　印	

◆委員会登録◆

委員会活動ですが、正会員は原則一つ以上の委員会に入ることになります。是非ご検討ください。
入会時点での決定が難しい場合は、色々な委員会にオブザーバとして一度ご参加いただき、入会決定後半年以内にお決めいただければと思います。（１委員会２名まで、複数の委員会に入会可）

委員会活動 （参加する委員会・参加者名）	委員会	□ 委員会登録	□ まずはオブザーバ参加
	所属・役職名		氏名
	E-mail		TEL
委員会活動 （参加する委員会・参加者名）	委員会	□ 委員会登録	□ まずはオブザーバ参加
	所属・役職名		氏名
	E-mail		TEL
委員会活動 （参加する委員会・参加者名）	委員会	□ 委員会登録	□ まずはオブザーバ参加
	所属・役職名		氏名
	E-mail		TEL

◆各担当者登録◆

各担当者登録ですが、お決めいただくと協会担当者以外に神情協より発信する関係情報が届くようになります。
登録することにより機会損失が軽減できます。必要な場合は記入ください。
また、協会担当者も含め副担当者も設定できます。（神情協ホームページより随時追加・変更が可能です）

教育研修担当者	所属・役職名	氏名
	E-mail	
	TEL	FAX
技術担当者	所属・役職名	氏名
	E-mail	
	TEL	FAX
採用担当者	所属・役職名	氏名
	E-mail	
	TEL	FAX
人事・労務・福利厚生担当者	所属・役職名	氏名
	E-mail	
	TEL	FAX
ダイバーシティー担当者	所属・役職名	氏名
	E-mail	
	TEL	FAX
協会（副）担当者	所属・役職名	氏名
	E-mail	
	TEL	FAX

以　上

令和　　年　　月　　日

一般社団法人 神奈川県情報サービス産業協会　御中

企業・団体名

代表者名・印　　㊞

反社会的勢力排除に関する誓約書

私は、次のとおり、反社会的勢力ではないことを表明し確約いたします。
なお、次の１．の各号いずれかに該当し、もしくは２．の各号いずれかに該当する行為をし、または本表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、会員資格の喪失について一切の異議を申しません。

１．現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
（１） 暴力団
（２） 暴力団員
（３） 暴力団関係者
（４） 総会屋
（５） テロ組織
（６） その他前各号に準ずるもの

２．自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
（１） 反社会的勢力に対する資金提供など、反社会的勢力と密接な関係を持つ行為
（２） 暴力的な要求行為
（３） 法的責任を超えた不当な要求行為
（４） 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
（５） 風説を流布し、偽計を用いまた威力を用いて協会の信用を毀損し、または協会の業務を妨害する行為
（６） その他前各号に準ずる行為

以　上